

第 1 8 号議案

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改める必要がある。

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。